明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務・経済産業**一）　一

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（**農林水産**八）　二

○森林法施行規則の一部を改正する省令（**同**九）　三

〔告　示〕

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**三五）　三

○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**六八）　五

○保安林の指定をする件（**農林水産**二七八～二九二）　六

○保安林の指定を解除する件（**同**二九三～三〇〇）　一〇

○肥料を登録した件（**同**三〇一）　一二

○都市計画に関する件（**国土交通**一七二～一七五）　一三

○道路に関する件（**関東地方整備局**三五）　一三

○道路に関する件（**中国地方整備局**一一）　一三

〔国会事項〕

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　一三

〔叙位・叙勲〕

官庁事項　一三

〔皇室事項〕

諸事項　一三

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一三

〔公　告〕

官庁

押収物還付、建設業の許可の取消処分関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一三

会社その他

省　令

○**財務・経済産業省令第一号**

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条第一項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月十五日

財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　萩生田光一

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会計監査報告の作成） **第十一条の二**　［略］ 2　［略］ 3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一～三　［略］ 四　第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容 五～七　［略］ 4　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一　会計方針の変更 二・三　［略］	（会計監査報告の作成） **第十一条の三**　［略］ 2　［略］ 3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一～三　［略］ ［新設］ 四～六　［略］ 4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一　正当な理由による会計方針の変更 二・三　［略］